

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

和泉市長 辻 宏康

市町村名 (市町村コード)	和泉市 (27219)
地域名 (地域内農業集落名)	南池田地区 (国分峠、国分中、国分下、黒石、平井、納花、上林、川中、三林、和田、浦田、万町、鍛冶屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月11日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

<p>現状:南部は山合いの傾斜地が多く、樹林に面しているところが比較的目立ち、ビニールハウスや果樹栽培の割合が多い。北部と中部は水田が多い。区画規模が小さく、不整形な農地も存在する。</p> <p>課題:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業インフラの整備。 整備計画の内容に応じた国、府、市の各種補助事業を活用することによって負担を軽減する。 ・農業機械の導入に係る補助メニューと補助率に関する情報の入手方法。 大阪府HP「農業用機械・施設の整備に対する補助事業について」において、大阪版認定農業者支援事業、農業用機械・施設の整備に対する国庫補助事業が掲載されている。 ・補助事業の自己負担分の農業融資。 融資について各種あり <p>(例)○農業近代化資金:認定農業者、認定新規就農者、一定の要件を満たす農業者。 ○JAプロパー資金:組合員であり、一定の要件を満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営が合わない(十分な収入が得られない)。 <JAいずみのより肥料等の高騰対策> 予約購買による引取により販売価格を抑制している。また、一部肥料の販売価格を仕入れ価格(原価)に据置きし、皆様のご負担を低減する取組を実施。 ・後継者不足。 親元就農が見込まれる場合は、支援策を検討する。 <p>(例)経営継承・発展等支援事業 地域計画に位置付けられ、地域の担い手から経営を継承した後継者等が行う経営発展に関する計画(販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等)を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援。(国・市がそれぞれ1/2負担、100万円上限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者は、地域の営農形態(水稲と畑)の違いや水利権の違いにより用水確保の調整が困難。 他地域からの新規就農者も貴重な担い手であることへの地理解の醸成と、新規就農者との意思疎通を活発に行うことにより、担い手の確保に繋げる。 ・新規就農者に対する農地貸借の支援。 貸し手と借り手の情報を集約化し、繋ぐことにより、新規就農者等が農地を借りやすくなると考えることから、関係機関に要望していく。 ・農地貸借の条件が合わず、規模拡大が難しい。 栽培品目や地域によって貸借条件が変わる傾向にある。特に、賃借料については、直近の標準小作料を参考に借り手の経営状況に応じた賃料の見直しを協議するとともに、本市では農用地区域における新規・継続の賃借権設定に対する支援策を要望する。 ・近隣住民との関係性の問題。 農作業で発生する音や農薬散布により近隣住民から苦情が生じる場合があるため、作業実施時間の考慮と、近隣住民に対する周知に努める。 ・補助金等の情報発信と集約化。 補助金等の情報について、関係機関と調整の上、分かりやすい形での発信を望む。 ・農業施設の草刈り等の維持管理費の補助。 多面的機能支払交付金があり、この交付金については対象地域が大阪府農空間保全地域(農用地区域、調区の概ね5ha以上の集団農地、生産緑地等)として位置づけされており、市街化区域内でも、要件が合えば可能なメニューとなっている。 ○農地維持活動 農地のり面の草刈、水路の泥上げ等、基礎的な保全活動。 ○資源向上活動 農道、水路、ため池等の軽微な補修。

・鳥獣被害対策。
 <アライグマについて>
 忌避剤、捕獲檻の貸出、電柵(※)の設置を検討。
 電柵(※)=鳥獣被害防止総合支援事業(国事業)・・・受益戸数:3戸以上、補助率:直営施工は定額、請負施工は1/2以内、但し上限単価あり。
 <カラスについて>
 防鳥ネットの設置(果樹振興会では補助)、鳥よけスピーカーの検討。
 <イノシシについて>
 侵入防止の障害を設置、通行後の閉門を徹底する。忌避剤、電柵の設置検討。既存ワイヤーメッシュの前に目隠し(防草シートや寒冷紗)を設置することによって進入を未然防止。

(2) 地域における農業の将来の在り方 ※

・夏の暑さに強い作物を導入したい。
 高温に強い品種について、関係機関と連携しながら情報提供に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	215.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	215.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

南池田地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	※
地域での話し合いにより、農業委員をはじめ関係機関の調整の元、貸出意向の農地所有者に対する働きかけを行い、担い手への農地の集積を推進する。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※
担い手への集約や、新規就農者等の誘致・転貸を推進する。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
地元農業関係者の合意形成を図り、整備計画の内容に応じた国、府、市の各種補助事業の活用を検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
地域内外から、多様な経営体を募り、関係機関と連携しながら担い手を確保する。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
個々の状況に応じ、農作業委託を検討する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農業・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧各種補助事業を活用した農業インフラの整備・維持管理を実施。